

No.1 アクリル板等(パーティション)の設置または座席間隔の確保

■ テーブル間の配置

1m以上 または 遮蔽物

アクリル板(目をおおう程度の高さ以上)
透明ビニールカーテン、パーティション等

■ 同一テーブル内の配置

正面は避け1m以上 または パーティション等

イスの撤去または利用不可表示

■ カウンターテーブルの配置

1m以上 または パーティション等

少人数の家族、介助者が同席する高齢者・幼児・障がい者等が希望した場合は、「パーティション」または「この席は利用できません」表示を撤去し、利用は可能だが、他グループとの相席は避ける。

■ カウンター接客時の配置

正面は避け1m以上 または パーティション等

②パーティションは 目を覆う高さ

カウンター内
客席

No.2 手指消毒の徹底

店内入口に消毒設備を設置 ▶ 入店時に必ず来店者に呼びかけ ▶ 手指消毒の実施

消毒設備

来店者

入店されたら手指の消毒をお願いします!

No.3 食事中以外のマスク着用の推奨

飲食時以外のマスクの着用(表示)

飲食時 それ以外の時

No.4 換気の徹底

建築物衛生法の対象施設

■ 換気状況の確認

空気環境の調整に関する基準

ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m3以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	(1) 17℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m3以下(=0.08 ppm以下)

(空調機と設備を設けている場合)

満たしているか?

いない場合は
換気設備の
維持管理
清掃・整備等

建築物衛生法の対象外施設

■ 換気設備による換気

必要換気量 = 毎時 30m³ / 1人あたり

換気設備の維持管理
清掃・整備等

入店者数の調整

または

■ 窓・ドア開放による換気

★チェックリスト
30分ごとに5分程度

2方向開放

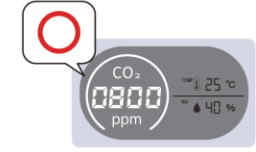
窓が一つの場合は
ドア開放

ご協力をお願い
換気のため
開けています
窓・ドア。

窓が無い場合は、換気扇の使用及びドアを開け、サーキュレーター等を使用し換気を行う
※二酸化炭素濃度を測定し換気の確認(1,000ppm以下)



ドア、窓、換気口から離れた場所で
二酸化炭素濃度1,000ppm以下



建築物衛生法の対象施設とは?
興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供され、延べ床面積3,000m²以上の建築物。
該当施設かどうかは、所有者にご確認下さい。